

RI 実験室手順書(P446-~~196~~-3)

1. 目的

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律および労働安全衛生法
電離放射線障害防止規則の順守

2. 手段

- (1)「信州大学繊維学部放射線障害予防規程」を順守する。
- (2)放射性同位元素等法定記録簿をもって RI 実験室記録(D451-19)とする。

3. 監視測定及び是正

- (1)責任者は信州大学繊維学部放射線障害予防規程で定めるところの放射線安全管理者とする。
- (2)~~放射線安全管理者は半期に1度 RI-ISO~~ 事務局は、RI 実験室より毎年 6 月に文部科学大臣あて提出される「放射線管理状況報告書」および 12 月に庶務あて提出される「施設の定期点検結果」にて、本実験室の運用状況を確認し、環境委員会に報告する。

4. 不適合の判断基準

実験室の使用記録、RI の保管・廃棄・運搬の各項目について手順から逸脱した不備がある場合には、不適合と判断する。

年月日	改訂の内容	改訂理由	承認	作成	保管
2006.8.1	制定		阿部	金勝	宮原
2006.11.24	改訂	JACO の指摘により	阿部	金勝	宮原
2007.7.20	改訂	監視および測定 of 明確化のため	阿部	金勝	宮原